

ソーシャルワーク専門職である 社会福祉士に求められる役割等について

- ソーシャルワークには様々な機能があり、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進するにあたっては、こうした機能の発揮がますます期待される。

地域共生社会の実現

制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様化・複雑化するニーズへの対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会

地域共生社会の実現に必要な体制の構築

包括的な相談支援体制の構築

住民主体の地域課題解決体制

ソーシャルワークの機能を発揮することによる体制づくりの推進

- 支援が必要な個人や家族の発見
- 地域全体の課題の発見
- 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- 個人と世帯全体を取り巻く集団や地域のアセスメント
- 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
- 個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制・地域づくり
- 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
- 地域アセスメント及び評価
- 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成・地域づくり
- 情報や意識の共有化
- 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
- 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の整備
- 人材の育成に向けた意識の醸成

- 地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化
- 地域住民のエンパワメント
- 住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる助言・支援
- 担い手としての意識の醸成と機会の創出
- 住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と団体等との連絡・調整
- 地域住民と社会資源との関係形成
- 新たな社会資源を開発するための提案
- 包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進

第10回福祉人材確保専門委員会における論点と主な意見

【論点】

「包括的な相談支援体制」を構築・維持するためのソーシャルワーク機能を社会福祉士が発揮するために、具体的にどのような実践能力が必要となるか。

【主な意見】

- 社会福祉士が個人及び地域アセスメント、ネットワーキング、チームアプローチ等の知識・技術を活用し、地域住民が発見したニーズを専門機関につなげることにより、地域住民を巻き込んで世帯を支えていくという体制を構築することができるのではないか。
- 包括的な相談支援体制を構築・維持するための条件として、個人レベルの実践としては、個人や世帯並びに取り巻く状況を包括的にアセスメントする力が求められるのではないか。
- 組織や社会といった各レベルにおいて、ソーシャルワーカーが力を発揮できる枠組みを作ることが重要ではないか。
- 連携やネットワークの形成にあたり、社会福祉士がコーディネーターやマネジメントの役割を担うことが重要であり、そうしたことを制度的に意義づけることによって現場での登用につながるのではないか。
- ソーシャルワークを展開するための基盤強化として、地域における福祉文化の醸成や多職種連携による包括的支援に関する教育内容の強化、教育体制の強化が必要ではないか。
- 現場で起こる問題と対峙しながら、その解決のための知識や手法について継続的に学んでいくことは重要。例えば、実務経験の実績や研修受講をベースとし、更新制の導入を検討してもよいのではないか。
- 社会福祉士がソーシャルワークを深め、高め、広げていくとともに、ソーシャルワークの基礎的な部分をケアの専門職等に分散していくことも大切ではないか。

論点①

「住民主体の地域課題解決体制」を構築・維持するためのソーシャルワーク機能を社会福祉士が発揮するために、具体的にどのような実践能力が必要となるか。

論点に対する考え方

- 地域住民が主体的に地域の福祉課題の解決に取り組むことができる体制を構築し、課題に直面している個人を支援する取組を進めるためには、「地域住民のエンパワメント」及び「地域住民の活動支援や関係者との連絡調整」等の機能を発揮し、職務を遂行するための価値・知識・技術が必要である。

※地域住民には、その地域に住んでいる人だけではなく、地元根付いた商店や企業等も含む

- 社会福祉士の養成カリキュラムでは、
 - ・ 「地域福祉の理論と方法」として、地域福祉の主体と対象、地域福祉に係る組織や団体及び専門職の役割と実際、地域福祉の推進方法（ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法等）
 - ・ 「相談援助の理論と方法」として、人と環境の相互作用に関する理論、相談援助の対象と様々な実践モデル、相談援助の過程とそれに係る知識と技術（ケースマネジメント、アウトリーチ、ネットワーキング、スーパービジョン、集団を活用した相談援助等）
 - ・ 「福祉サービスの組織と経営」として、福祉サービスに係る組織や団体、福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論、福祉サービスの経営と管理運営などに関する知識及び技術を理解・修得するものとなっている。

論点に対する考え方

- また、地域力強化検討会「最終とりまとめ」（平成29年9月12日）においては、
 - ① 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
 - ② 「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
 - ③ 「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくりという3つの地域づくりの取組の方向性が示されており、これらの方向性は互いに影響を及ぼしあうものということができ、「我が事」の意識は、その相乗効果で高まっていくとも考えられるとされている。

- こうしたことを踏まえると、社会福祉士には、養成課程において修得したソーシャルワークに関する価値・知識・技術を統合して実践することによって、住民主体の地域課題解決体制の構築及び維持に必要なソーシャルワーク機能を発揮するための役割を担うことが期待される。

論点に対する考え方

- 住民主体の地域課題解決体制の構築及び維持に向け、今後、特に社会福祉士が担う必要のある具体的な役割とそのためにより必要となる知識及び技術を整理すると、大きく分けて「地域住民のエンパワメント」及び「地域住民の活動支援と関係者との連絡調整」の2つであると考えられる。

1. 地域住民のエンパワメント

地域住民のエンパワメントにおいては、「問題意識の醸成」及び「地域住民の強みの発見と活動機会の創出」が重要であり、具体的には以下のような実践が求められる。

① 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解の促進、普遍化

- 住民主体による地域の福祉課題の解決に向けた活動を促すためには、地域住民自らが福祉課題の存在に気づき、何とかしたいという意識を醸成しつつ、個人の課題として捉えるのではなく、地域の課題として捉えていくような働きかけが必要である。
- そのため、社会福祉士には、地域住民と一緒に「考える、学ぶ、体験する、理解する」という過程を共有するため、地域の福祉課題に関心を持つ人を増やし、住民の何とかしたいという動機を引き出すとともに、地域全体で住民が主体となって課題を解決しようという意識を醸成し、行動変容を促していく役割を果たすことが求められる。
- こうした役割を果たすため、社会福祉士には、他の専門職や関係者と協働し、地域の福祉課題を把握し、地域住民の理解を促すための働きかけを行い、住民が主体となって地域の関係者と協力しつつ福祉課題の解決に向けて取り組んでいけるようにするための知識と技術を統合し、実践する能力が必要となるのではないか。

論点に対する考え方

② 地域住民の強みの発見と活動機会の創出

- 地域の課題の解決に向けて、当事者を含めた地域住民のエンパワメントを推進していくには、全ての人々がストレングスすなわち強み（例えば、性格、技能・才能、関心、環境、経験、趣味、人間関係等）を有しているという考え方を認識し、自分にもできることがあるということに気づき、その強みを活かすことが重要である。
- また、地域においては、「支える側」の人が「支えられる側」となることもあり、「支えられる側」の人が「支える側」になることもある。例えば、障害がある人が自らの経験や苦勞、工夫や達成したことなどを学校や企業等で講演を行ったり、当事者団体やグループを立ち上げて支援する立場になったりするなど、「支えられる側」であった当事者から地域住民や団体等が学ぶような事例は多く、そのような機会を創出していくことは重要な取組である。
- このため、社会福祉士には、他の専門職や関係者と協働し、地域住民のアセスメントを行い、地域住民が自分の強みに気づくことができるように働きかけるとともに、強みを発揮する場面や活動の機会を発見・創出する役割を果たすことが求められる。また、地域住民が強みを発揮する分野は保健・医療・福祉にとどまるものではないため、雇用・就労、住まい、司法、教育、環境、農業、産業などの多分野での活動も視野に入れた連絡・調整など、触媒としての役割を果たすことが求められる。

論点に対する考え方

- こうした役割を果たすため、社会福祉士には、他の専門職や関係者と協働し、地域住民が自分の強みに気づき、前向きな気持ちややる気を引き出すための働きかけを行うことによって、実際の活動につなげ、成功体験を積み重ねていくことができるようにするための知識と技術を統合し、実践する能力が必要となるのではないか。
- また、地域住民の役割は固定されるものではなく、状況や時間の経過とともに役割は入れ替わったり循環したりするということを理解した上で、地域住民が活動する場面や機会を発見・創出するとともに、様々な分野とのネットワーキングを図るための知識と技術を統合し、実践する能力が必要となるのではないか。

論点に対する考え方

2. 地域住民の活動支援と関係者との連絡調整

地域住民の活動支援や関係者との連絡調整においては、「グループや組織等の立ち上げ及び立ち上げ後の支援」、「拠点となる場づくり」、「ネットワーキング」が重要であり、具体的には以下のような実践が求められる。

- 地域住民が地域課題の解決に向けて新たにグループや組織等を立ち上げる場合には、住民の身近な圏域に、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができるような活動拠点を作ることや、組織の経営や管理運営について助言や支援を行うとともに、必要に応じて地域住民の要望に合致した社会資源につなぐこと（雇用・就労、住まい、司法、教育、環境、農業、産業等の多分野とのネットワーキング）が重要である。
- このため、社会福祉士には、立ち上げ時において、活動に必要な人材や財源の確保の方法、広報や情報提供の方法、他機関との協働などに関する要望や悩み等のニーズを的確に把握して助言を行うとともに、立ち上げ後においても、会議運営の支援、財源の確保への助言、所属団体との関係調整、地域課題の情報提供、市町村圏域の包括的な相談支援体制への連絡調整などの役割を果たすことが求められる。
- こうした役割を果たすため、社会福祉士には、他の専門職や関係者と協働し、住民主体の考え方に基づき、個人の問題意識を地域住民や組織等による活動に展開するためのグループワークを実施し、立ち上げ前後において、組織の経営や管理運営、経過観察、バックアップなどの助言や支援を行うための知識と技術を統合し、実践する能力が必要となるのではないか。

社会福祉士に求められる実践能力の修得について

論点②

- 地域共生社会の実現を推進していくソーシャルワークの専門職として、社会福祉士がその機能を発揮し、必要な役割を担っていきけるような実践能力を修得するためには、現行のカリキュラムをどのような観点で充実させていく必要があるか。

論点に対する考え方

- 社会福祉士の養成は、平成19年に見直されたカリキュラムに基づいて、各養成施設において教育が行われている。
- その一方で、平成19年度以降、様々な分野で制度改正が行われており、
 - ・ 介護分野では、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の実現に向けたサービス等の充実
 - ・ 障害分野では、基本理念として、日常生活及び社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることが新たに規定されたほか、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実
 - ・ 子ども・子育て分野では、子ども・子育て関連3法が成立し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実などが図られてきている。

論点に対する考え方

- このように既存の制度を充実させていく一方で、新しい制度として平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が施行されており、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を理念の一つとして掲げ、支援を積み重ねてきている中で、地域の行事や商店街、企業等を開拓し、住まいや暮らしを互助で支える取組を進めるとともに、農林水産業、観光業、商工業、地場産業等とつながりながら就労の場を発見するなど、地域において生活困窮者の早期発見や見守りのためのネットワークを構築し、包括的な支援の輪を地域の中に拡充してきている。
- また、地域共生社会(制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様化・複雑化するニーズへの対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会)の実現に向けて、包括的な相談支援体制や住民主体の地域課題解決体制の構築が必要となってきた。
- さらに、自殺、ダブルケア、大規模災害、ギャンブル依存症、犯罪被害などに関する課題にも対応が求められてきており、社会福祉士は、高齢者福祉や障害者福祉などの福祉の現場だけでなく、学校(スクールソーシャルワーク)、弁護士事務所、検察庁、刑務所などの多様な領域で活用され、社会福祉ニーズの多様化・複雑化に伴ってサービスや支援を提供する社会資源も多様化してきていることから、多分野・多職種との連携がより一層求められている。
- こうしたことを踏まえ、今後、社会福祉士の養成カリキュラムを見直すにあたっては、どのような点を充実させる必要があるのか検討する必要がある。

この点について、地域を基盤としたソーシャルワーク機能を遂行する人材養成として、実習の場を地域にするための養成制度の見直しや実践的な教育内容にするための見直しなどの意見が出されているが、カリキュラムの見直しにあたって、他にどのような視点が考えられるか。

地域を基盤としたソーシャルワーク機能を遂行する人材養成のためには

- ① 社会福祉士養成にかかる関係団体（養成・専門職・事業者）による協議体の設立
→ 現在本協会では、この協議体の設立に向け準備会を立ち上げ、とりわけ、「地域包括支援実習」のあり方について、先駆的な実践を行う社会福祉士にヒアリングを行い検討しているところ。
- ② 実習の場を「地域」にするための養成制度見直し
→ 現行の社会福祉士養成制度では、実習指定施設が「施設単位」で指定されている。地域における多様な機関・団体等で実習を行うためには、この指定要件を緩和することや、養成校から遠方の地域で実習するためには、巡回指導や帰校日指導等の基準に関しても要件の緩和やICTを活用する等、今日的状況に対応した教育の見直しが必要。
- ③ 養成校の養成教育体制の強化と教育方法の開発が不可欠
→ 福祉系大学等教員の自己の専門領域への「タコツボ化」が生じているといわれており、養成教育に従事する教員が「分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つ」ソーシャルワーカーを養成できるようにするための総合的な能力向上を図ること、地域を基盤とした包括的支援を行うソーシャルワーク専門職像を養成教育に携わるすべての教員が共有し教授することができるようにすること、多職種連携による包括的な支援にかかる教育を強化することなど、教員を対象にした研修の強化、教員要件の設定、教員向け研修教材を開発することが必要。
- ④ 実践的な教育内容にするための見直しが必要
→ 現行カリキュラムでは、実習実施前の科目修了要件等の基準はない。知識・技術を統合して実践する能力を身につけるためには、教育のステージに応じた修了すべき科目・教育内容や達成度を検証し評価する指標を開発することが必要。
- ⑤ 実習において長く地域に関わる工夫
→ 地域を基盤としたソーシャルワークを理解するためには、その地域の変化を確認する相応の時間が必要となるため、集中的な実習はもとより、週1～2日程度を通年で行う実習形態を積極的に取り入れるなど、教育の工夫が必要。

(参考)第10回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会資料

論点

「包括的な相談支援体制」を構築・維持するためのソーシャルワーク機能を社会福祉士が発揮するために、具体的にどのような実践能力が必要となるか。

論点に対する考え方

- 高齢分野や障害分野、生活困窮者自立支援制度、「我が事・丸ごと」の地域づくり等、様々なところで言及されている「包括的な相談支援体制」を構築・維持していくにあたっては、個人や世帯にとどまらず、地域全体をアセスメントすることによって新たなニーズや地域課題を発見し、課題解決に向けて社会資源の調整や開発並びに地域づくりを行うといった機能が必要となる。それらの機能に関する職務を効果的に遂行するためには、一定の価値・知識・技術が必要となる。
- 社会福祉士の養成カリキュラムは、「総合的かつ包括的な相談援助の理念に関する知識と方法」、「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」、「実習・演習」及び「サービスに関する知識」から構成されており、ソーシャルワークの基本的な展開過程（ケース発見、受理面接、スクリーニング、アセスメント、支援計画の策定、支援の実施、モニタリング、効果測定、終結、アフターケア）及び社会資源の開発に関する知識及び技術を理解し、修得するものとなっている。
- また、地域力強化検討会中間とりまとめにおいては、「「我が事・丸ごと」を実現するためには、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の連携・調整、資源開発までできるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべきである。また、ソーシャルワーカーの養成や配置等については、国家資格として現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討すべきである。」とされている。

論点に対する考え方

- こうしたことを踏まえると、社会福祉士には、養成課程において修得したソーシャルワークに関する知識・技術を統合して実践することによって、包括的な相談支援体制の構築及び維持に必要なソーシャルワーク機能を発揮するための役割を担うことが期待される。
 - 包括的な相談支援体制の構築及び維持に向け、今後、特に社会福祉士が担う必要のある具体的な役割とそのために必要となる知識及び技術を整理すると、以下の通りと考えられる。
- ① 個人、世帯、集団及び地域のニーズの発見及びアセスメント
- 個人や世帯の多様なニーズや課題に対して適切な支援を提供し、活用可能な社会資源を調整するためには、解決が必要なニーズを確定し、支援の目標を設定することが重要となる。また、支援が必要な人と環境との相互作用に着目し、個人を取り巻く集団や地域のアセスメントも重要となる。
 - 個人や世帯のアセスメントは、各種サービスの利用に合わせて社会的、身体的、心理的、経済的等の側面から情報収集が行われているが、地域アセスメントや地域課題の解決に向けた取り組みは十分とは言えず、更なる取り組みが求められる。
 - そのため、社会福祉士は、自治会や住民の身近な地域における住民同士の関係性や地域活動への参加状況、集合住宅や新興住宅地など住まいの状況と生活問題との関係、医療・保健・福祉等の機関、社会資源、人口動態等について把握し、その地域において解決すべき地域課題の内容や優先度を明らかにする役割が求められる。

論点に対する考え方

- このような役割を果たすため、社会福祉士には、他の専門職や住民等と協働し、地域特性、社会資源、人口動態等を把握するとともに、インタビュー調査法等によって地域住民の生活課題やニーズのありのままの状況を質的に把握し、質問紙調査法等によって地域住民やサービス利用者のニーズを量的に把握するための知識と技術を統合し実践する能力が必要となる。
- また、地域には、自分から支援を求めることができない人、自分から相談に来ることができない人、社会資源やサービスの存在を知らない人、社会的に孤立した状態にある人などが存在している。
- そのため、社会福祉士は、相談者が支援を求めてくるのを待つのではなく、他の専門職や住民等と協働して積極的に潜在的なニーズや地域課題を発見する役割を果たすことが求められる。
- このような役割を果たすため、社会福祉士には、情報を得やすい環境整備を行い、地域アセスメントや調査結果並びに関係者からの情報提供を踏まえてアウトリーチの対象や方法を決定し、支援対象者のアセスメントを改めて実施し、具体的なサービスや社会資源の利用につながるための知識と技術を統合し実践する能力が必要となるのではないかと。

論点に対する考え方

② 分野横断的な社会資源の調整及び支援体制・地域づくり

- 地域には公私の様々な社会資源が存在しており、それぞれ求められる役割を果たしている。一方で、個人や世帯及び地域のニーズや課題は複合的であり、高齢、障害、子どもといった福祉関係だけではなく、多岐にわたる分野の公私の社会資源の業務実態や役割を踏まえた協働体制を構築する必要がある。
- そのため、社会福祉士は、他の専門職や住民等と協働して分野横断的な社会資源の業務内容等の実施状況を把握し、ニーズに対して適切な社会資源をつなぐ役割を果たすことが求められる。
- このような役割を果たすため、社会福祉士には、他の専門職や住民等と協働し、福祉分野だけではなく、多岐にわたる分野の公私の社会資源の業務実態や強みを把握して支援が必要な人や解決すべき地域課題に対して適切な社会資源であるかを見極め、協力を得るための交渉を行い、支援が必要な人やニーズと社会資源との仲介や調整を行うための知識と技術を統合し実践する能力が必要となるのではないか。